

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	株式会社ふくし・ファーム
所 在 地	東京都東久留米市南町1-13-38
評価実施期間	令和5年7月1日～令和6年3月31日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称	小金西グレースこども園		
(フリガナ)	コガネニシグレースコドモエン		
所 在 地	〒270-0032 千葉県松戸市新松戸北2-11-3		
交通手段	JR常磐線新松戸駅徒歩15分 JR武蔵野線・つくばエクスプレス南流山駅徒歩15分		
電 話	047-345-4994	FAX	047-345-2496
ホームページ	https://nijinokai-hoiku.or.jp/		
経 営 法 人	社会福祉法人にじの会		
開設年月日	平成30年		
併設しているサービス	特になし		

(2) サービス内容

対象地域	松戸市・流山市・柏市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	15	15	30	33	33	135		
敷地面積	895.19㎡			保育面積			1,108㎡		
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育		延長保育 ○		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援 ○		
健康管理	内科健診(年2回)、歯科健診(年2回)、身体測定(月1回)								
食事	栄養士による献立・アレルギー対応可・おやつ含め自園調理								
利用時間	通常保育時間 7時～18時 延長保育時間 18時～19時								
休 日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)								
地域との交流	姉妹園との交流、小学校訪問								
保護者会活動	なし								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	24	18	42	
専門職員数	保育士	看護師		
	28	1		
	栄養士	調理師		
	4	1		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市役所に書類を持参／1号認定は園に願書を提出	
申請窓口開設時間	市役所開設時間／1号認定は平日9時～17時	
申請時注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・集団保育が可能と判断されること ・支給認定の事由に該当し、保育が必要であると認められること ※1号認定は就労等の条件はございません	
サービス決定までの時間	申込時期により異なる	
入所相談	園に直接ご相談下さい	
利用代金	利用者により異なる	
食事代金	3歳以上児 給食費6,000円/月	
苦情対応	窓口設置	園長 山田 裕宇記
	第三者委員の設置	民生委員 山崎 敏子

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>理念：一人のために希望を与えよ 保育目標：その子らしく、ともに楽しみ、育ちあう日々をすべての子どもたちへ</p>
<p>特 徴</p>	<p>保育の見える化に特化した認定こども園です。連絡帳アプリから毎日お子様の様子が文章ではなく、写真や動画で届きます。またYoutube配信もあることで、遠方のご家族にもお子様の成長を知らせることができます。連絡帳アプリやおむつのサブスクリプションなど忙しい保護者の皆さんの負担を軽減し、育児を楽しむ余白作りにも力をかけています。保育の面では、子ども達が生まれもった個性は一人ひとり違うこと、望ましい姿もそれぞれ違うはずという考えに基づいて保育をしています。それぞれの特性に配慮し、全ての子ども達がその子らしく園で一日楽しく過ごせる保育環境を目指しています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>保育目標として理想をもとに定められた子どもの姿は、一見望ましいようですが、その理想は、もともと子どもがもっている可能性のひとつに過ぎません。 用意された理想に向けて行われてしまう保育は、「べき」という決めつけを生んでしまいます。それによって子どもたちを追いつめることさえあります。 にじの会では、生まれもった個性は一人ひとり違うこと、望ましい姿もそれぞれ違うはずという考えに基づいて保育をしています。 きっとその子らしさとは、日々を楽しみながら周りの大人やお友だちとの関わりの中で育まれるものではないでしょうか。子どもを決めつけた理想像に近づけるのではなく、個性に寄り添ってその子自身の可能性を自然な形で見つけてあげるお手伝いをする事。すべての子どもたちが、その子らしく、お友だちや先生たちと共に日々を楽しみ一緒に育ち合うこと。これが私たち、にじの会の保育の目標です。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

1. 「本物」にふれる多様な体験を通じて、子どもの関心を広げています

ホームページにおいて、「にじの会では最初の保育園を開園した40年前から、陶器の器で給食を提供しています。それは、プラスチックでは体験する事の出来ないものを大切にしているからです。陶器にしかない、手触りや味わい。そして大切に扱わなければ、割れて二度と使えなくなってしまうこと。経済的であることより、実体験を重視した環境を整える事が、子ども達にとってより良い生活環境であるという理事長の理念に基づき園が作られています。」と保育理念のルーツを説明しています。そのうえで、特徴的なプログラムとして、「ネイティブ講師による英会話」「茶道体験」を取り入れています。環境面では、「見える給食室」を設計して調理の様子をのぞけるようにしたり、「エンゼルライブラリー」として子どもが選んだ絵本を整備しているほか、動物の様子などは写真で知ることが出来るようにしています。多様な体験を通じて、子どもの関心を広げています。

2. 子どもたちの状況に合わせて最適な保育環境を整えています

子どもたちの成長・発達傾向として、特に配慮を要する子どもが増えています。もともと一人ひとりの個性と主体性を尊重するという法人理念に則って保育を行っていますが、専任の非常勤保育士を加配するとともに、落ち着ける空間(常に遊べる空間)を作るなど、生活環境の設定に配慮しています。また、児童発達支援センター・児童自立支援施設などの専門機関と連携するほか、発達支援センターの訪問支援員の助言を受けながら適切な指導を心がけています。そのうえで、職員に対して、保育実践が形骸化しないよう、子どもたちの状況に合わせて常に見直しを図ることを促しています。

3. ホームページの充実と動画配信による保育内容の紹介に注力しています

園の情報を提供する媒体として、入園ガイドブックを発行し、「保育理念・保育目標・利用上のお願い等」の内容を紹介しています。また、ホームページには、理念・目標・ブログ・動画配信・園便りなどのコンテンツを設けて、毎月1・2回の頻度で更新しています。利用希望者などの多様なニーズに配慮して、英語版のホームページを整備するほか、写真動画を中心とした保育内容についての発信や、100か国語以上の翻訳機能付き連絡帳アプリを導入するなど工夫しています。特に、保護者に対してはペーパーレスでの情報提供を重視し、特に動画配信による保育内容の紹介に注力しています。保育の重要な視点を切り取った撮影や動画編集により、保育に対する考え方を効果的に伝えています。

さらに取り組みが望まれるところ

1. 保育実践の目安と方法をより具体的にテキスト化出来るものと思われま

園長のリーダーシップのもと、保育の考え方と園内環境を整備しています。職員がその実践方法を確認する手がかりとして、園長が購入した書籍や職員が受講した研修資料などを管理しています。ただし、現在みられる保育スタイルが形成された経過やその具体的な実践方法をテキスト化したマニュアルを確認することが出来ませんでした。また、全体的な計画および年間指導計画が園およびクラスの状況に応じたものとして作成されていません。そのため、在園児の成長・発達の特徴をどのように捉え、具体的な支援の結果・成果をどのように振り返ったのか、同様に確認することが出来ませんでした。保育理念と園児・保護者・地域に対する評価が交錯した状態に対して組織としてどのようにアプローチするのか、標準的な指標を整えることが期待されます。

2. 子どもが多様な地域資源に親しむ機会について充実を図ることが期待されます

子どもが職員以外の人とふれあう場面として、外部講師の指導により英会話や茶道を体験するとともに、消防署や警察署から安全について指導を受けています。また、小学生の町探検や中学生の職場体験を受け入れています。さらに、以前は、楽器の演奏を披露してくれる高校生や、素話をしてくれる地域の方をボランティアとして受け入れていました。ただし、コロナ禍を経て、現在は子どもが地域の人や環境、施設などと交流する機会が減少しています。今後あらためて、地域を舞台とする子どもの体験の機会の充実を図ることが期待されます。

3. 中長期人材育成計画や個別育成計画を作成するとともに、OJTの内容についても確立させていくことが期待されます

全職員対象の研修計画を事業計画に、職種別の研修計画をキャリアアップ研修計画書に明示しています。なお、職員が受講した研修内容は研修報告書に記録し、必要に応じて職員会議等で発表することにより他の職員と共有しています。そのほか、法人内の系列園で、調理職員などの短期間職員交換に取り組んでいます。一方で、中長期計画において、具体的な人材育成計画は明記していません。また、職員の個別育成計画やOJTについても確立した書類は整備していません。今後、こうした取り組みについて、仕組みを構築していくことが期待されます。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

保育実践の目安及び手法を言語化していく事が次年度の重要課題だと考えています。マニュアルと中長期計画とが一本の線になるのが理想です。形だけ整えて終わりとならないよう子ども達や保護者、そして保育者自身にとってプラスになる知見、方針、具体的なマニュアルの言語化をゆっくり取り組んでいきます。地域交流に関しては、保育アドバイザーと相談しつつ、深めていきたいと考えています。支援が必要なお子さんを複数人お預かりする現状はまず安全・安心な保育の実践を最優先に、できる範囲で少しずつ取り組んでいきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	4	1
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	2	3
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0
			提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	2	2
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	1	4
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	3	1
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	2	1
				27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
			事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0
			災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0
		6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	2	3
		計				121

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の情報を提供する媒体として、入園ガイドブックを発行し、「保育理念・保育目標・利用上のお願い等」などの内容を紹介しています。また、ホームページには、理念・目標・ブログ・動画配信・園便りなどのコンテンツを設けて、毎月1・2回更新しています。そのほか利用希望者などの多様なニーズに配慮して、英語版ホームページを用意し、写真動画を中心とした保育発信、100か国語以上の翻訳機能付き連絡帳アプリにするなど工夫しています。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人の理念や方針は、入園ガイドブック・ホームページ・事業計画などに記載するとともに、園内に掲示しています。これらの内容について、毎年、新年度準備研修時に説明し、職員の理解を深めています。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人の運営理念や基本方針について、保護者に対して、重要事項説明書・入園ガイドブックに記載するとともに、入園説明会や入園時面接にて園長が説明し伝えています。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>中・長期の計画は、「5年」を単位とした計画を立てています。園長を中心に作成し、事務室内キャビネット・共有LAN・情報共有アプリ内に保管するとともに、職員会議で職員へ伝えています。地域や園の現状からそれぞれの課題を抽出し、方針を定めています。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>単年度の計画は、前年度2～3月に園長・教頭・主幹保育教諭を中心に作成し、事務室内キャビネット・共有LANに保管するとともに、新年度準備で職員へ伝えています。計画を見直す場合は、職員会議で検討し、園長が中心となって判断しています。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の意識については、年2回の個人面談や年1回の自己評価アンケートを実施するとともに、働き方の隔てなく情報共有する風土構築及びICTアプリの活用により、良好な人間関係の構築を図っています。</p>	

7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人職員または保育職員として守るべき法や規則について、規程集・就業規則を整備しています。関係書類は、事務室内キャビネット・共有LANに保管するとともに、園長・教頭が中心となって、新任研修を実施し、職員の理解を深めています。加えて、年度末職員アンケートで理解度を確認し、必要が認められた際は、園長面談、主幹保育教諭によるチーム支援などにより支援しています。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保を図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の採用に際して、人柄などを重視しながら、専門学校との連携や求人サイトへの広告掲載を行うなど、求職者の応募を促しています。また、職員の育成や将来の人材構成を見据え、職員配置ガイドラインに異動や配置に関する指針を明示するとともに、年2回の個別面談などで職員の意向を把握しています。なお、キャリアアップ規程は、職務ごとに6階層で設定しており、入職時及び個人面談で職員に伝えています。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 □ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の定着率を高めるために、住宅補助の充実・有休取得の推進などに取り組んでいます。年度末職員アンケートや個別面談(年2回)などで職員の意向を把握しています。直近で職員の要望に対応した事例として、プール後のスキンケアとして、化粧水と乳液を用意しています。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> □ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 □ 個別育成計画・目標を明確にしている。 □ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全職員対象の研修計画を事業計画に、職種別の研修計画をキャリアアップ研修計画書に明示しています。なお、職員が受講した研修内容は研修報告書に記録し、必要に応じて職員会議等で発表することにより他の職員と共有しています。そのほか、法人内の系列園で、調理職員などの短期間職員交換に取り組んでいます。</p>		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的な人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>メディアで報道されたニュースや他の施設での事故などについては都度共有しています。虐待が疑われる事例が生じた際には、松戸市の虐待発見対応マニュアルに沿って、松戸市子ども家庭相談課などと連携対応しています。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報については、入園説明の際に説明し、プライバシーの保護については、入園同意書で同意確認を得ています。突発的に個人情報を提供する必要が発生した場合は、入園説明時に病院等への情報提供についてお知らせしています。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者のニーズは、年度末利用者アンケートや喫食アンケート(年2回)により把握し、新年度準備会議および職員会議で職員に伝えています。なお、年度末利用者アンケートは保育アプリで配信し、個別のコメントもいただいています。その上で、「おむつのサブスクリプション」や「配信動画のテーマ選定」などに取り組んでいます。</p>		

14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情があった際には、教頭・主幹保育教諭が受け付けし、園長が解決にあたっています。そのような体制や役割について重要事項説明および登園ガイドブックで、保護者に伝えています。なお、ガイドブックには園長への直通メールアドレスも記載しています。また、意見や要望については、苦情対応マニュアルに沿って対応し、「利用者に直接回答」や「苦情解決ファイルを設置」などで回答しています。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子ども一人ひとりを尊重する姿勢を人権擁護のためのセルフチェックリストに示すとともに、職員会議を実施し、職員の理解を深めています。その際に、声掛けや午睡時の対応についてなどをテーマについて学び、動画撮影を通して、見直すようにしています。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>業務の標準化を図るため、内部監査を年2回、法人の担当が監査表を用いて実施しています。また、園で「調乳マニュアル」「誤嚥誤飲窒息事故防止マニュアル」「保護者への電話連絡・対応マニュアル」などを作成しています。これらのマニュアルについて、必要に応じて職員に配布したり、職員会議で読み合わせを実施したりするなど、マニュアルに対する理解の普及を図っています。ただし、現在作成しているマニュアルの視点は業務管理と危機管理に限られています。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園情報を提供する媒体として、入園ガイドブックを発行し、「保育理念・保育目標・利用上のお知らせ等」の内容を紹介しています。そして、ホームページには、理念・目標・ブログ・動画配信・園便りなどのコンテンツを設けて、毎月1・2回更新しています。利用希望者などの多様なニーズに配慮して、英語版のホームページを整備するほか、写真動画を中心とした保育内容についての発信や、100か国語以上の翻訳機能付きの連絡帳アプリを導入するなど工夫しています。入園説明会や見学会は、一度に2組までとして見学者の希望する日時に応じて随時電話受付しています。その際の見学者対応は、主に園長・主任保育士・教頭・事務職員が担当しています。また、見学会では、保育理念や充実した職員配置についてなど園の特長について分かりやすく説明しています。また、保育の見える化に向けて動画配信サービスを利用して保育内容を紹介しています。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園が決まった利用者には、入園ガイドブック・児童票・緊急連絡先他などの資料を用意し、入園面接時に保護者に手渡しています。また、入園説明会を2月の土曜日に開催しており、保育内容については動画配信サービスをうまく活用することで、当日の説明時間短縮および個別質問などに対して丁寧に対応できるよう工夫しています。その際、サービス内容については重要事項説明書で、プライバシーの保護については入園同意書で同意確認を得ています。サービス内容に対する保護者の意向は入園前個別面接の際に把握し、新入園児面接記録用紙に記録しています。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 □子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 □施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの心身状況や生活状況などについて、保護者からの要望や情報提供があった際に個別に記録および保管を行っています。そのほか、月案指導計画・個別指導計画・児童票を作成しています。それらの記録は、業務支援ソフトを使用し管理しています。子どもの個別の保育目標については月案指導計画に、家庭や保護者の個別のニーズや支援方針は面談記録に記しています。また、全学年毎月ごとに児童表に集約しながら記録を行っています。そのような分析に基づき、次期の活動を計画しています。</p>		

20	<p>全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<p>□全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 □発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 □ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 □指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</p>
<p>(評価コメント)</p> <p>「全体的な計画」は、2023年3月に主に「インクルーシブ保育」の項目について更新しました。全体的な計画に基づき、月を単位として指導計画を作成しています。指導計画の作成にあたり、「就学への準備」などのニーズを把握するとともに、年長児の午睡時間の見直しを図るなど状況に応じて配慮しています。個別の指導計画は0・1・2歳児クラスおよび、支援の必要性に応じて個別に作成しています。個別の指導計画については個人面談の際に、専門用語などは使用せず分かりやすく説明しています。指導計画を見直す際は、毎月クラスごとの月案会議や職員会議で検討しています。雨天時や感染症により急遽行事が中止になるなど緊急を要する場合は、職員会議を開催して変更を決定しています。</p>		
21	<p>子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。</p>	<p>■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。</p>
<p>(評価コメント)</p> <p>環境面において、「屋上園庭がある、見える給食室」といった特徴があります。そして、「絵本コーナー(エンゼルライブラリー)」をテーマとした環境を整備し、遊びに応じたエンゼルライブラリーなどのコーナーを設けています。子どもの主体的な活動を支援するように、玩具の箱は安全かつ子どもが扱いやすいよう、角がなく持ち手があるものなどを整備するようにしています。そして、教室があるフロアでは自由に行き来できるようにするとともに、各教室内では玩具や絵本・教材などを自ら選択して使えるようにしています。また、子どもの集団活動として、英会話・体操教室・おはなし広場を行っています。年長児の夏祭りの催し物の内容を決める際には、話し合いの機会を設け可能な限りの子どものアイデアを取り入れることで、主体性が発揮されるよう取り組んでいます。その際、個別で遊びのコーナーを作るなど配慮しています。子どもが自分の気持ちを調整できる力を身に付けることができる取り組みの一環として、茶道なども取り入れています。</p>		
22	<p>身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。</p>	<p>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 □地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</p>
<p>(評価コメント)</p> <p>園庭では、砂場遊び・大型遊具などの遊びや活動を行っています。そして、散歩に週3～4回程度出かけて横須賀中央公園・新松戸中央公園・とちのき公園・あかしあ公園・こどものあそび場などを訪れています。公園や散歩の途中では、遊具遊び・虫探し・ゲーム遊び・自然のふれあい遊びなどをして過ごすとともに、桜・ミカンの木・きんもくせい・どんぐりなどの植物にふれたり・あり・だんごむし・かみきりむし・トンボ・カメシなどの生き物に出会ったりしています。また、地域交流として、「花の日の集い」に参加しています。また、警察署・消防署との交流として、年1回消防署の立ち合い訓練・消防車の見学を行っています。小学校の開催する「小学生の町探検」に参加しているほか、こどもの本ネットワークによる読み聞かせを取り入れ、交流を行っています。</p>		
23	<p>遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。</p>	<p>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。</p>
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもが言葉に興味を持てるよう乳児クラスは積極的な声掛けを行い、幼児クラスではかるたなどの玩具を用いるようにしています。また、全学年共通して絵本の読み聞かせを積極的に行っています。その際、子どもたちの言葉を待つ、質問をするときも「YES」「NO」だけでなく具体的な言葉が出るような会話を心掛けるなど配慮しています。そのほか、幼児クラスはお当番活動の中で自分の楽しかったことなどを自分の言葉で発表する機会を設けています。そして、憧れの気持ちを持つこと、期待を持って行事に参加すること、小さい子への思いやる気持ちを持つことを目的として日々の保育の中で異年齢交流を行っています。感染症流行以前は、行事前の体操を年長児が各クラスに教えに行ったり、異年齢で散歩にでかけたりしていました。一方、海外の文化に親しむことが出来るように、文化の多様性を知ることを目的にネイティブ講師による英会話などを取り入れています。また、国内各地の文化にふれる機会として、献立に郷土料理を取り入れています。子どもの成長や保育の成果を発表する機会として、「運動会・クリスマス会・大きくなった会(3月)」や、季節や文化・伝承に親しむ機会として、「キリスト教行事・七夕・夏祭り・正月遊び・節分」などを行っています。行事の準備・実施にあたり、保護者の理解や協力を得るために、年間行事予定表を統一して4月はじめに配布しています。また、行事ごとの目的を連絡帳のお知らせ機能で月毎に予定を送信により伝えています。</p>		

24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮が必要となる子どもの受け入れ体制として、専任の非常勤保育士を加配するとともに、落ち着ける空間(常に遊べる空間)を作るなど配慮しています。また、児童発達支援センター・児童自立支援施設などの専門機関と連携するほか、発達支援センターの訪問支援員の助言を受けながら適切な指導を心がけています。子ども同士のけんかやトラブルが生じた際は、見守りを大事にしつつ、仲立ちに入るようにしています。発達の過程で生じるかみつきなどについては、密集を避けるなどの方法で予防に努めています。子ども同士のトラブルが発生した際は、事故報告書・ヒヤリハット報告書を作成し、職員会議・月案会議において再発防止策を検討しています。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者と連絡を取るツールとして、ICTアプリを活用しています。登園時には毎回保護者へ体調・連絡事項(家でのけがなどの報告)を確認し、必要な情報を伝達ノート・ICTアプリに記録し、職員間で引き継いでいます。降園時には、保護者に対して毎回今日の出来事(ポジティブな内容)を個別に報告しています。ICTアプリでは、乳児においては食事量・午睡時間・排泄などを記載するほか、アルバム機能で毎日写真を掲載するようにしています。子どもが安心してくつろげるように、防音設備や園舎をモトーンで設計するとともに、キャラクター物や過度な壁面製作を設置しないなど環境づくりに配慮しています。また、子どもが疲れた際に身体を休めることができるよう、部屋の隅や事務所の一角には常に絵本を用意しています。18時～19時を延長保育時間として設定しています。それに合わせて、18時より乳児・幼児に分かれて合同保育を行っています。合同保育は、1歳児クラス(乳児)、5歳児クラス(幼児)で行い、合同で使用する教室の玩具を使用しています。補食を提供する際には、軽食(市販のお菓子)を提供しています。延長保育の時間帯は、延長時間担当の非常勤職員と乳児、幼児で一人ずつ常勤職員を配置するなど体制を整えるとともに、コーナーを設け子どもたちが密集せず落ち着いて遊ぶことのできる空間を作っています。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 □就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者に対し、受容と傾聴・寄り添いを基本方針として対応しています。なお、具体的な接遇方法について、電話対応マニュアル(園長作)を通じて職員の理解を深めています。また、保護者の子育てや就労等の事情に配慮して支援を行うため、就労証明書・個人面談・入園面接により、子育てに関する保護者の価値観や就労状況を把握し、保護者アンケート(年度末)により、日常的なサービスに係る保護者の意向を確認しています。直近では、行事以外の日常の動画配信などを取り入れています。なお、保護者が参加しない活動についても、職員が撮影した写真をアプリのアルバム機能を介して配信しその様子を伝えています。運動会・クリスマス会・大きくなった会・卒園式などの行事については、アンケートを実施して保護者の声に耳を傾けています。保護者と職員の信頼関係を深めるための取り組みとして、感染症流行以前は懇談会などでコミュニケーションを図っていました。また、職員一人ひとりを知ってもらうために、職員紹介一覧(写真)を玄関に掲示しているほか、新しい職員はクラス内動画で紹介も行っています。保育参加・保育参観は実施していませんが、個別面談を年2回(10月・2月)に、感染症流行以前は懇談会年2回(6月・2月)に実施しています。なお、各会の開催に際して、参加出来ない保護者の為に動画を配信(行事)するなど工夫しています。そのほか、子育ての考え方について互いの理解を深めるために、個別面談や随時連絡帳などで相談を受けて、食事・睡眠・子どもの発達についてなどのテーマで意見を交換しています。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>サービスの開始にあわせて、アレルギーや既往歴などの子どもの健康状態を新入園面接記録用紙で把握しています。入園後には、子どもの健康状態を把握するため、内科の委託医による健康診断(年2回)・毎月の身体測定および委託委による歯科検診(年1回)を実施しています。また、保護者と連携して子どもの健康維持に取り組むために、保健だよりを年2回発行し必要な情報を共有しています。そのほか、保護者会には看護師や栄養士が出席し、給食や離乳食の作り方などについて説明しています。子どもの発達段階に応じた支援の方法を年間指導計画に示しています。具体的な取り組みとして、食事指導では、栄養士による食育を実施しています。排泄指導として、1歳児クラスからトイレに慣れるために便座に座るようにしています。歯磨き指導では、年中・年長児のみフック物洗口の取組みを実施しています。着替え指導では、ベンチを用意し、ズボンなどの脱ぎ着をするよう工夫しています。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>与薬は基本的に行っていませんが、熱性けいれん・病院で処方された薬・塗り薬・点眼の場合は、投薬依頼書(アプリ内)の提出とともに薬を預かっています。また、感染症の流行やSIDSの発生を予防するために、職員は、ビジネスチャットを活用した情報共有を行っています。感染症が発生した場合は、玄関の掲示板および発生クラスに掲示するほか、一斉に詳細報告のお知らせを送信して保護者に情報提供しています。SIDS対策として、保育者による視診を行いながら午睡時の子どもの健康状態を確認し、午睡チェック表(0・1歳児/2歳児/幼児用)に記録しています。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>食材選びや献立を作る上で、安心安全かつ子どもたちの趣味嗜好を大切にしています。調理・盛り付けでは、年齢に合わせた形状、食べる意欲を持てる盛り付け(見栄え)を心がけています。また、全学年陶器の食器を使用しています。行事に際しては、ハロウィンやクリスマスにちなんだ紙ナプキンをお盆に乗せたり、サラダをツリーに見立てて盛り付けるをするなど、雰囲気盛り上げています。食事の環境は、各教室で楽しくお話をしながら食事出来るようにしています。その際、アレルギー児に対しては別テーブルを用意しています。行事によってグループを変えたり、大きな円になって食べるなど環境作りに配慮するとともに、職員は、完食を強要せず、苦手なものに挑戦できるような声掛けを行い、必要に応じて食事の手伝いをするなど子どもに寄り添っています。食物アレルギーのある子どもについては、アレルギー児対応マニュアルに沿った代替食の提供とあわせて、主菜のみ家から弁当持参してもらっています。環境面として、乳児は他児と距離を置いたテーブル、幼児は他児と同じグループ内に別テーブルを用意しています。配膳する際は、色違いのお盆・名札・専用お代わり皿・職員同士による提供時チェックを行うなど、誤食の防止に取り組んでいます。食育活動では、食文化や栄養に関する知識と関心を深めることを目的とし、行事食、七草などの日本の文化食をサンプルを見せて紹介したり、給食材を例にした三食食品群に関する説明などを行っています。また、ナス・ピーマン・きゅうり・トマトを栽培し、収穫した野菜や果物を副菜に取り入れています。調理体験は、1歳児クラスから機会を設けて「ラップおにぎり・芋つぶし・そら豆の皮むき」などを体験するとともに、5歳児クラスになると「クッキーの型抜き・パンケーキ作り・ピザの具材のせ」などを行っています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもが自身の健康や安全に関心が持てるよう、防災訓練では、地震・火災・風水害など月毎に想定を変えて毎月実施しています。防犯訓練では不審者対応訓練を、交通安全指導では散歩前に職員からの約束事を確認するほか、年長児が年明けに交通公園に行き交通安全教室を受けています。また、健康指導では、裸足保育・手洗い指導の掲示を、歯磨き指導は、市の歯科衛生士によるうがい(フッ化物洗口)の指導(4・5歳児)を行っています。さらに、子どもの自身の意識を高めるために、移動する際に事前に危険個所の注意喚起を行い、事故・怪我の防止につなげています。</p> <p>乳児の午睡時間は、12時～14時30分、幼児の午睡時間は、13時～15時で設定しています。午睡の際は、園で用意したコットベッドを使用しており、敷パッド・掛け布団を持参してもらっています。なお、午睡時間に眠れない子がいた場合は、各教室の一角を少し明るくして静かに過ごせるよう配慮しています。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故・感染症・侵入・災害などが発生した際は、事故報告書、保育日誌などに記録しています。その上で発生要因を職員会議で分析するとともに、再発防止策を連絡帳アプリにより利用者に報告しています。</p>		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>災害や深刻な事故などに遭遇した場合に備え、首都直下型地震・新型インフルエンザ等を想定した事業継続計画(BCP)を作成しています。なお、危機管理の方法やBCPの内容について、危機管理研修・職員会議で職員に伝え、連絡帳アプリによるお知らせなどで利用者に説明しています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 <input type="checkbox"/>子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 <input type="checkbox"/>子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 <input type="checkbox"/>子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>地域の福祉のニーズは、松戸市保育園協議会・幼保小連携会議への参加により把握し、職員会議や情報共有アプリで職員に伝えています。また、地域貢献の取り組みとして「Mieruka」を実施しています。「Mieruka」では、動画配信サイトにて保育・食育や子育て相談事業を企画し、配信しています。なお、この内容はHPおよび見学時などに周知しています。また、地域の一員として、幼稚園や保育園が参加する福祉懇談会(子育てについての情報懇談会)に参画しています。</p>		